



郡山市告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の区域内の町の区域を次のとおり新たに画する。

なお、この効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の告示があった日の翌日から生ずる。

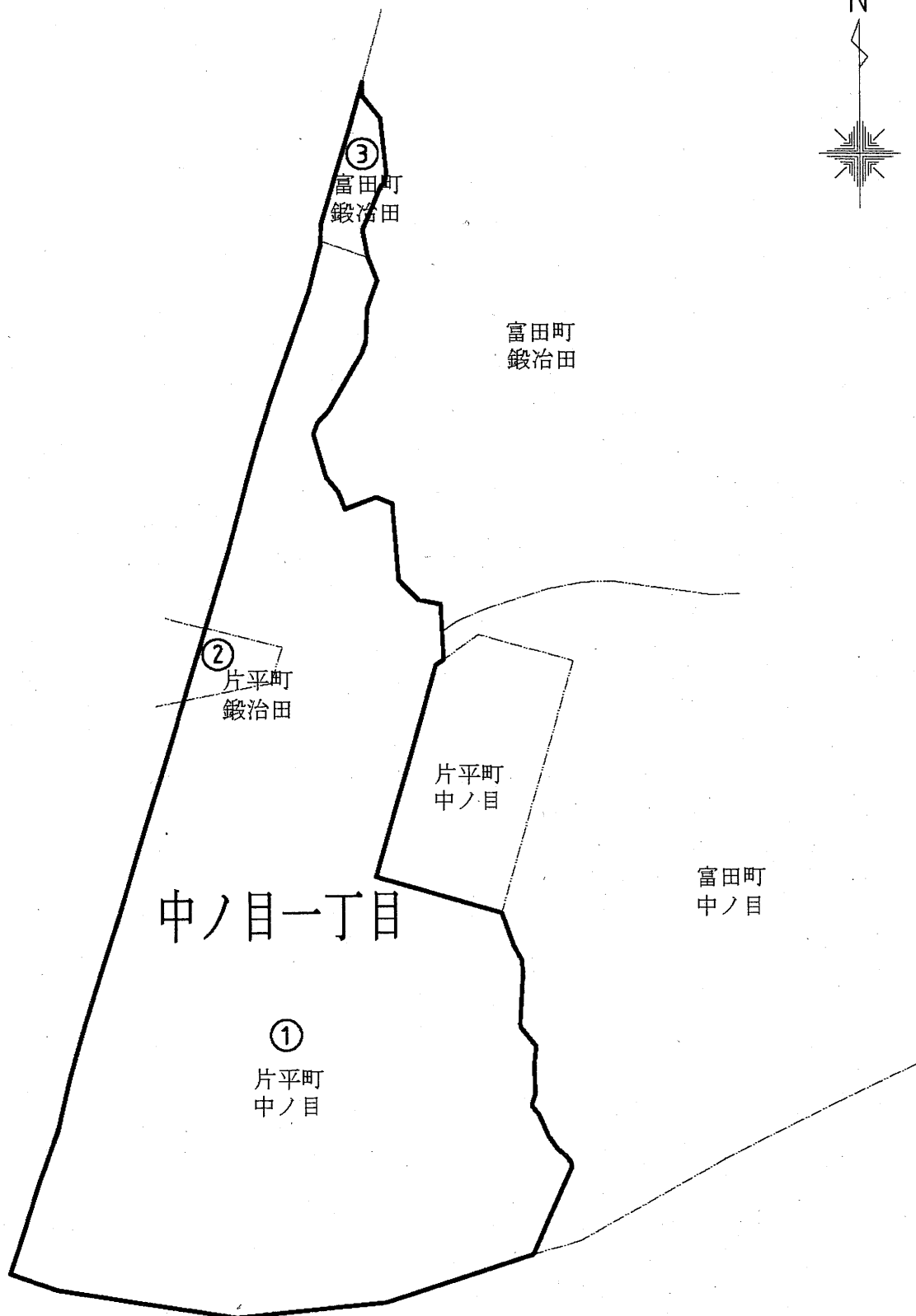
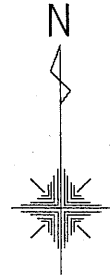
平成18年10月/2日

郡山市長 原 正 夫

図面対 照番号	新たな町名	左の町に包含される区域	
		旧町名及び旧字名	地番
①	中ノ目一丁目	片平町字中ノ目	83、84の1、84の2、85、86の1から86の4まで、87から90まで、91の1、91の2、92から95まで、96の1、96の2、97の1、97の2、98、99、100の1、100の2、101から106まで、107の1から107の3まで、113から125まで
②	中ノ目一丁目	片平町字鍛冶田	110の1、124、153、154及びこれらに隣接する道路である公有地の全部
③	中ノ目一丁目	富田町字鍛冶田	51の1及びこれに隣接する水路である公有地の全部

揭示期間
18年10月19日まで
郡山市

町区域画定対照図



凡 例	
	旧町 (字) 界
中ノ目	旧町 (字) 名
	新町 (字) 界
中ノ目一丁目	新町 (字) 名
	区域界
①	図面对照番号